

# 公立大学法人尾道市立大学の授業料の減免等に関する規程

平成24年4月1日

規程第114号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学授業料等の徴収に関する規程（平成24年規程第113号。以下「授業料規程」という。）第7条の規定による尾道市立大学の授業料（以下「授業料」という。）の減免等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法律」という。）に基づく入学料及び授業料の減免の取扱いについて必要な事項は別に定める。

(減免)

第2条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生（尾道市立大学大学院の学生及び研究生を含む。以下同じ。）の授業料を別表に定める基準により減免することができる。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 本人又は授業料負担者が、震災、風水害、火災その他の災害により著しい損害を受け、授業料の納入が困難になった場合
- (4) 授業料負担者が経済的理由により授業料の納付が極めて困難であり、かつ、学生の学業成績が良好であると認められる場合
- (5) 授業料負担者が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学生の学業成績が良好であると認められる場合
- (6) その他理事長が特に必要と認めた場合

2 前項第4号及び第5号に係る適用基準は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。）の規定を準用する。

3 前項の授業料の減免は、授業料規程の規定により学期ごとに納入しなければならない授業料について行うものとし、減免を行う額は、当該授業料の全額、3分の2、3分の1又は2分の1に相当する額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、当該学生が尾道市立大学学則（平成24年規程第1号。以下「大学学則」という。）第21条及び尾道市立大学大学院学則（平成24年規程第2号。以下「大学院学則」という。）第11条に規定する修業年限の期間を超えて在学している場合は、この限りではない。ただし、休学期間は、これに算入しない。

5 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いたときは、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

6 授業料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる者については、未納の授業料の全部を免除することができる。

7 削除

(減免を行う期間)

第3条 授業料の減免を行う期間は、年度毎に1年を超えない範囲内で理事長が必要と認めた期間とする。

2 前項の期間は、必要と認められる範囲内で、これを延長することができる。

(減免の申請)

第4条 第2条第1項の規定により、授業料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、授業料減免申請書（別記様式第1号）に第2条第1項に掲げる事由（以下

「減免等事由」という。)に該当することを証する書類を添えて、理事長が指定する日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない特別の事由があると認めるときの提出期限は、この限りでない。

(徴収猶予の通知)

第5条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、減免を許可し、又は減免を不許可とするまでの間は授業料の徴収を猶予することとし、この旨を申請者に対し、通知するものとする。

(減免等の通知)

第6条 理事長は、減免を許可し、又は減免を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、授業料減免決定通知書(別記様式第2号)によりその旨を通知しなければならない。

(減免不許可に係る授業料の徴収期限)

第7条 理事長は、減免を不許可とした者に係る授業料を前条の通知の日から14日以内に徴収しなければならない。

(減免等事由の消滅)

第8条 減免を行う旨の決定を受けたのち当該減免等事由が消滅した者は、直ちに減免等事由消滅届(別記様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第9条 理事長は、前条の規定による届出があったとき、減免等事由が消滅したことが判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、減免を行う旨の決定を取り消すことができる。

- (1) 大学学則第55条及び大学院学則第43条の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (2) 申請書又はこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったとき。
- (3) 減額の決定を受けた者が納入期限を守らないとき。

2 前項の規定により減免の決定を取り消された者は、授業料を一括して理事長の定める日までに納入しなければならない。

(徴収猶予)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する学生の前期又は後期に係る授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付することが困難な学生
- (2) 本人又は授業料を負担する者が震災、風水害、火災その他の災害を受けた学生
- (3) 行方不明の学生
- (4) その他やむを得ない事情があると認められた学生

(徴収猶予の申請)

第11条 授業料の徴収の猶予を受けようとする者(前条第3号に掲げる学生が授業料負担者である場合にあつては、当該学生に代わる者)は、前期又は後期に係る授業料の納付期限前に、授業料徴収猶予願(別記様式第4号)を、理事長に提出しなければならない。

(月割りによる納付)

第12条 理事長が特別の事情があると認める学生については、授業料規程別表に定める授業料の月額による分納を許可することができる。

(月割分納者の退学)

第13条 前条の規定により授業料の月割分納の許可を受けている者に対し、その申請により退学を許可したときは、退学の日属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(準用)

第14条 第6条から第8条までの規定は、授業料の徴収猶予に準用する。

(委任規定)

第15条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月29日規程第239号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年12月18日規程第248号)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

付 則 (令和元年12月18日規程第271号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年12月1日規程第290号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

対 象	減免額	添付書類
震災、風水害、火災その他の災害による著しい被害 1 住宅又は家財が全壊(全焼) 2 住宅又は家財が半壊(半焼)	授業料の額に相当する額 授業料の額の2分の1に相当する額	1 住民票の謄本(世帯全員) 2 所得を証明する書類 3 理事長が必要と認める書類  (注) 上記の各書類については、対象に応じて理事長が指定する。
学業成績が良好、かつ、経済的理由による授業料納付困難者		
1 授業料の納付が極めて困難	授業料の額に相当する額	
2 授業料の納付が困難	授業料の額の3分の2、3分の1に相当する額	
特に理事長が必要と認めた者	そのつど理事長が定める額	

様

公立大学法人尾道市立大学  
理事長 回

授業料減免決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度授業料の減免について、下記  
のとおり決定しましたので通知します。

記

本来納入すべき授業料の金額					円		
決定 内容	減 免	授業料の減免額		年度分		円	
				内 訳	授業料	前期分	円
						後期分	円
	納入方法	金額				円	
期限		年 月 日					

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

公立大学法人尾道市立大学

理事長 様

学部・研究科

学科・専攻

年度入学学籍番号

届出者

住所

氏名

減 免 等 事 由 消 滅 届

年 月 日付け 第 号で決定した授業料の減免について、  
年 月 日付けをもってその事由が消滅したので届け出ます。

様式第4号（第11条関係）

授 業 料 徴 収 猶 予 願

年 月 日

公立大学法人尾道市立大学  
理事長 様

学部・研究科 学科・専攻 年  
学籍番号  
本人氏名  
保証人氏名

授業料の納入が困難なため、 年 月 日までの徴収猶予について、理由書を添えて願います。